

(別紙)

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>栃木市公立保育園共通の保育理念、保育方針、保育目標が明文化されており、園内に掲示しているほか、職員に対しては『保育手帳』等により周知を図っている。保護者に対しては、入園のしおりに記載しているほか、4月に開催するクラス懇談会の場で説明文書を渡して、保護者全員に配付している。今後は、園の実情を踏まえて保育目標について職員間で話し合うなど、周知状況を確認するための継続的な取組が期待される。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>市全体で「第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」や「栃木市保育所等整備基本方針（令和2年度～令和11年度）」を策定し、経営環境や課題を把握・分析し、対応策がまとめられている。少子化により乳幼児人口は減少するものの、女性の就業率上昇や核家族化の進行等に伴って、多様化する保育ニーズへの対応を進めていく方針である。公立保育園であり、園として独自に地域の保育ニーズ、利用者像（子ども・保護者）の変化などについて、把握・分析する取組は行っていない。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>地域的に入園希望者が比較的多い施設であり、市全体でも0歳児保育の入所希望数が増加する傾向にあるが、施設上の理由や人員配置面で受け入れできない場合には、近隣の保育園を紹介している。当園は、耐震性はあるものの建築後40年が経過しているため令和7年3月で廃園となり、4月から移転して現行定員120名のまま民間法人により運営される予定である。したがって、大規模な修繕はできないため、施設の不具合や設備の故障等への対応が最大の経営課題であり、必要に応じた維持補修を行っている。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市全体で「第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」や「栃木市保育所等整備基本方針（令和2年度～令和11年度）」を策定しており、中・長期的なビジョンを明確にし、年度単位で予算が執行されている。公立保育園として、特に配慮の必要な子ども達を対象とした特別支援保育や、保育困難ケースへの対応をはじめ、地域における子育て力の向上を図るための子育て家庭への支援を積極的に推進する方針である。公立保育園であり、園独自の中・長期の収支計画は策定していない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市の予算編成の中で「管理運営費」に関する事業計画書が作成され、「事業目的」「事業概要」「事業内容」「課題等」を明文化し、施設改修や人材育成、子育て支援事業等の課題について、毎年度、振り返りを行って次年度の計画が策定されている。また、保育内容に関しては「全体的な計画」「年間指導計画」を始め、各種の計画書を策定している。事業計画は、保育の質の向上、子どもの安全・健康の確保、保護者支援などの目標や成果を設定する内容になっていないため、今後は、実施状況の評価を行える形で事業計画を編成することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>3月末の職員会議において「全体的な計画」「年間指導計画」を始めとした各種の計画書を配付し、次年度の計画内容について確認している。「管理運営費」に関する事業計画は職員に回覧しているものの、理解が全体に浸透しているとは言えない。今後は、一連の計画を取りまとめる形で事業計画を文書化し、職員間で課題の達成度を振り返り、意見を出し合って新たな課題を設定するなど、評価・見直しを組織的に行う取組が期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>クラスごとに年度の保育方針、目標に係る書面を年度初めに保護者に配付して説明するなど、保育の内容について理解を促す取組を行っている。一方で、保育園全体の運営に係る事業計画の内容を保護者に周知し、理解を促す取組は弱い。今後は、子どもの安全・健康の確保や保育の質の向上に向けた取組など、年度の重点課題を分かりやすく説明する資料を配付するなど、保育の方針や意図について保護者の理解を深める取組の強化が期待される。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>個々の保育士は年2回、保育士の「自己評価チェックリスト」により自分自身の実践を振り返り、保育の改善や専門性の向上に取り組んでおり、項目ごとに評点集計を行ってクラスのまとめ、園全体のまとめを作成している。園全体の保育の質の向上については、自己評価票「あ</p>		

<p>なたの園の自己点検」により年度末に自己評価を行い、市保育課に提出しているものの、職員全体で結果を共有し、検討する取組が弱い。今後は、園全体の自己評価結果を職員間で分析・検討し、次年度の課題を設定するなど、組織的に保育の質の向上に向けて取り組むことが期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>第三者評価を定期的に受審し、評価結果を受けて、保育の標準的な実施方法について明文化したり、臨時職員の研修機会を増やしたりする改善が取り組まれている。保育士の自己評価結果、クラス別、園全体の評点集計結果については、職員間で回覧したり、職員会議で話し合ったりして、保育の見直しに生かしている。今後は、評価結果に基づく改善策の実施状況について評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが期待される。</p>		

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>園長の役割や責任については、職務分担表、各種マニュアル等の文書に明示されており、職員会議などを通じて職員に表明し、周知を図っている。災害、事故等においては連絡報告を徹底し、園長不在時には主任保育士が権限委譲を受け、市保育課の指示を仰いで対応することになっている。質の高い保育の実施に向けて、今後より一層、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが期待される。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>職員全員に配付されている『保育手帳』には、児童憲章や保育士倫理綱領、人権擁護、個人情報保護の内容が掲載されており、園内研修で読み合わせを行うなど、コンプライアンス意識の醸成に努めている。法務研修等で園長が学んだことは、職員会議等において職員に周知している。今後は、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令や労働法、環境配慮などに関する法令の学習に取り組むことが望まれる。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>園長は、適宜園内を巡回し、朝夕の保育の状況や朝の体操、戸外遊びの様子を見ながら気づいたことをその都度、保育士に伝え、後日、職員会議の中で改善策を話し合うことにより、保育の質の向上に努めている。業務の都合上、職員会議に参加できるのは毎回、限られた人数となるため、リーダーだけでなく、できるだけ多くの職員が交替で参加し、保育の質の向上について個々の職員の意見を反映し、共通理解が得られるよう工夫している。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等の状況を踏まえて市保育課と相談しながら、必要に応じて市全体の園長会議で分析をしている。施設の不具合や器具の故障については速やかに修繕対応を行い、職員の働きやすい環境整備に努めている。今後は、職員会議で業務の効率化について話し合うなど、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、職員全体の意識を高める取組が期待される。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>「栃木市人材育成基本方針」に市職員全体の人材育成に関する指針が明文化されており、園の保育に係わる人員体制については「栃木市いまいずみ保育園運営規程」に明記されている。職員は全員、有資格者であり、専門資格者として自己研鑽に努めている。支援を要する児童や未満児の増加などにより、保育士の必要性が増しており、市保育課と連携して潜在保育士や新卒採用に努めているものの、フルタイムの保育士の採用が難しく、余裕のある職員体制とは言えない状況にある。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>近年、会計年度任用職員の人事制度は整備されつつあるものの、市の正規職員を対象とした総合的な人事管理制度の対象外となっている。保育士には、様々な課題に応じた専門性が求められる中、職員の職位や職務内容に応じて任用要件や必要な研修内容、資質向上の目標を明確化し、着実にキャリアアップしていける仕組みづくりが重要となっている。制度改正により民間保育園における保育士の処遇改善が着実に進む中、会計年度任用職員についても、個々の職員の技能や経験を評価して処遇改善を進める人事管理制度の充実が期待される。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ <b>③</b> ・c
<p>職員同士のコミュニケーションを重視し、個々人の得意分野を生かせる役割分担をするなど、働きやすい職場づくりに努めている。会計年度任用職員については、定期的にヒアリングを行い、必要に応じて就労時間の変更や次年度の職員配置などに本人の意向を反映させている。会計年度任用職員については、近年、月給制への変更、賞与支給率の引き上げや休暇制度の充実など、労働条件の改善が進められている。保育士が様々な課題の解決に向き合う中でメンタルヘルス対策の重要性が増しており、今後より一層、職員の心身の健康の維持向上に向けた取組の強化が期待される。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<b>④</b> ・b・c

<p>正規職員については人事評価システムが導入されており、市保育課の組織目標とすり合わせる形で個人目標を設定し、達成度や取組状況、成果や評価者所見等をシステム上で入力し、期首・期末に面談を行って状況を確認し合う目標管理制度が運用されている。会計年度任用職員についても、令和2年度より人事評価制度が整備され、短時間勤務者も対象となっている。勤務規律、知識・技術、協調性などの項目について年度の職務遂行状況を評価し、個々の職員の業績目標を園長が設定する仕組みとなっている。目標設定及び評価の際にはヒアリングを行い、達成度を確認し合うなどしている。評価結果を本人にフィードバックすることにより、個々の職員の成長を促す取組が行われている。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>職員研修年間計画を策定し、個々の職員の担当職務内容、到達度に応じて外部研修への出席を割り当てている。市の主任保育士会議で話し合い、市立の各保育園で同じ対応ができるよう、嘔吐処理、与薬、水上安全などの統一テーマを設定して園内研修を実施している。受講した資料を各自がファイルにまとめて個人管理し、他の園に異動する際にはファイルを持って行く仕組みが整備されている。外部研修に参加した職員は復命書を作成し、全職員に回覧したり、職員会議等で報告したりして研修成果の共有を図っている。今後は、個々の職員ごとに研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映する取組が期待される。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>㉔・b・c</p>
<p>正規職員は市の公務員制度の下で計画的に研修を受講しているとともに、保育士等キャリアアップ研修、特別支援保育などの専門研修には、会計年度任用職員も含めて、積極的に参加させている。園内研修については、コロナ禍で外部研修の機会が減少する中、特に力を入れており、同じ研修を複数回に分けて実施する等により、短時間勤務者も含めて全員に研修機会を保証している。園長経験者を非常勤で短時間雇用し、保育現場で個別的なOJTを実施したり、参考図書について話をしてもらったりしている。職員にとっては、先輩から保育士としての心構えなどを学ぶ貴重な機会となっている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>㉔・b・c</p>
<p>「実習生受け入れマニュアル」を整備し、次の時代の保育士を育てていくことなど受入の意義や、実習生に学んでほしいことなどを記載している。実習内容は、観察実習、部分実習、1日実習などが体験できるようにし、実習後は、1日の反省、感想を聞き助言し、また、実習ノートの記録に関しても助言や指導をしている。実習最終日には、必ず反省会を実施して各クラス担任から助言をもらい、気づきや反省等について話し合い、実りある実習となるように努めている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉔・c
<p>公立保育園であるため、保育園の事業や財務等に関する情報公開は市全体で実施しており、ホームページ上で市政全般の財務状況や、毎年度の第三者評価の受審状況について広報している。当園に関する情報は、市のホームページの保育園等の施設一覧の中の「いまいずみ保育園紹介ページ」で入手でき、「園の紹介」「保育目標」「沿革」「特別保育」などの項目により、園独自の保育の内容が分かりやすく伝わるよう工夫されている。第三者評価の受審結果は第三者評価推進機構のホームページ上で詳しく公表されているものの、保育園に対する苦情・相談の内容に基づく改善・対応の状況までは一般に公表されていない。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉔・c
<p>園における事務、経理、取引等については市の管理システム、ルールのもとで実施しており、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組が行われている。公立保育園であり、行政組織として定期的に市の監査委員によるチェックは受けているものの、外部の専門家による監査支援は受けていない。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉔・c
<p>保育目標の中に「地域の中で育つ子ども」と掲げられており、地域交流についての必要性が明示されている。例年、年長児が高齢者のスポーツ大会での遊戯の披露や地域のお祭りで和太鼓の演奏を披露したり、保護者会主催の納涼祭や運動会に地域の方を招いたりするなど交流の機会が多く設けられていた。毎年、年長児が和太鼓を披露するために練習をしてきたが、令和3年度はコロナ禍のため地域の行事が中止となり、披露する機会がなかった。子ども達が披露することを楽しみにしながら練習を重ねてきたことから、保育参観・運動会で和太鼓演奏を披露し、2月には「和太鼓演奏会」を予定している。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉔・c
<p>「実習生・職場体験・ボランティア等の受け入れマニュアル」の中に、ボランティアを受け入れる際の意義や留意点などが示されている。ボランティアを受け入れる際には市を通して受け入れを行う体制になっている。受け入れ時には、ボランティア希望者に園の概要・保育方針・注意事項・持ち物などの説明を担当者より行っている。毎年、中学生の職場体験や高校生のインターンシップなどを受け入れているが、地域の一般の方からの受入れ実績はない。令和3年度は高校ボランティア委員会所属の女子高校生からのおもちゃの消毒や草むしりなどのボランティアの希望があったが、コロナ禍であることから来園はせず、職員用に口元が見える手作りマスクの寄贈を受けた。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p>関係機関の一覧として、市の関連部署や児童相談所、医療機関・他の市内保育園などの連絡先がリスト化され、職員間で情報の共有化が図られている。支援が必要な子については、こどもサポートセンターの巡回相談や5歳児発達相談の結果を基に必要なに応じて専門機関につなげている。巡回相談は定期以外にも随時相談が可能であり、市の保健師とも連携が図れる体制であることから、支援が必要な子の様子に合わせてアドバイスをもらい、日々の保育に生かされている。公立保育園として、他の行政機関との連携により、障がい児や家庭的に支援を要する児童などへの対応をよりの確に行うことができる体制が整っている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉒・c
<p>子育て相談の受け入れ態勢はとっているが、保護者以外の子育て相談はほとんどない。公立保育園であるため、市全体で地域の福祉ニーズを把握しており、園独自で把握する取組は行っていない。今後は、地域の子育て家庭などとの交流機会を通じて、地域住民の多様な相談に応じる取組を強めることが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉒・c
<p>公立保育園であり、公益的な事業は行政組織で役割分担をして実施しているため、園として独自の事業等は実施していない。今後は、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決のために、保育園としての専門性や特性を生かした取組ができないか検討してほしい。</p>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>市立保育園全体で掲げる保育理念には、「子ども一人ひとりの人格を尊重し、健やかな成長、発達を図る」と明示されている。保育手帳には、「子どもの人権を守るため」「子どもの人権に関するチェックリスト」なども記載されており、年度初めの職員会議や年度途中にも定期的にクラス内でも読み合せを行っている。また、年2回の自己評価チェックリストを用いて日々の保育の振り返りを実施している。職員は、日々の保育の中で子ども一人ひとりの気持ちを受けとめ、子どもの目線に合わせて一緒に遊んだり、子ども同士の関わりを見守ったりするなど、子どもの思いを尊重した保育に取組むよう心掛けている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉒・c
「プライバシー保護マニュアル」が作成されており、「知りえた情報・書類の管理」「個人の		

<p>尊厳まで立ち入らない」「おむつ替えやトイレ・着替え・羞恥心への配慮」など明示されている。また、保育手帳に記載されている「個人情報保護と人権に関するチェックリスト」を用いて振り返る機会を作っている。トイレでの失敗の際や着替えの際など、他の子どもがいない場所で対応し、子どもの羞恥心を傷つけないよう配慮している。また、職員会議等では送迎時の保護者との会話の際には内容や場所などに配慮するよう、口頭で伝えられている。今後は、具体例を用いるなど、更なるプライバシー保護に関しての理解を深めていくことが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p>市で作成する「保育園・認定こども園・小規模保育施設（入園案内）」を市役所・各支所・各保育園で配布しており、市のホームページや広報でも掲載されている。市全体の行事として、毎年8～9月に入園希望者に対する一斉施設見学会（公立保育園は統一で2日間）が実施されており、入園を希望する保育園を見学し、比較検討もできる機会となっている。園では、一斉見学会以外でも希望があれば見学や相談を随時受け付けている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉡・c
<p>入園前には一日入園を実施し、個別に面談して重要事項の説明や同意を得たり、「入園のしおり」を基に園の概要や持ち物など現物を見せたり詳しく説明を行っている。進級する際には月齢により持ち物等が変わる時などはお知らせしたり、必要に応じて個別で説明を行うこともある。年度初めに実施されるクラス懇談会の資料は、保育目標や子どもの様子など、各クラス担任がそれぞれ思い思いに保護者に伝えたい内容を記載している。保育目標や保護者に伝えるべき共通事項については統一した様式を定めるなど、保護者に分かりやすく説明するための工夫が望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉢・c
<p>保育園等の変更の際には文書での引継ぎは行われておらず、市内の保育園間では必要に応じて口頭での情報提供を行っている。しかし、子どもの成長過程や生活の様子など保育の継続性を考えると、口頭での引き続きだけでは不十分な場合も考えられる。今後は、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めることにより、転園後も継続した保育が図られるような仕組みの検討が望まれる。また、保育終了後も相談に応じる体制があることを文書で配付する取組も望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉣・c
<p>納涼祭・運動会・お遊戯会などの行事後にアンケートを実施し、感想や意見などの把握に努めている。保護者アンケートは結果をまとめ保護者に報告したり、職員間で共有し次年度の行事に生かしたりしている。送迎時などに保護者からの意見を聞いているものの、個別面談などの機会が少ない様子も窺われる。今後、利用者満足に関する調査を実施したり、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会等の機会を活用したりして、保育の改善に生かす取組の強化を期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>苦情解決窓口に関して重要事項説明書や保育園のしおりに明示し、保護者に説明している。保護者から出された子どもの保育内容や職員の対応等への苦情については、職員間で話し合っ て解決を図り、対応方法等について保護者に丁寧に説明し、理解が得られるよう努めている。 苦情内容や解決策などは記録に残し、全職員に回覧し周知を図っている。また、全保護者に通 知した方が良い内容については、園だよりなどで保護者に結果を伝えている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>年度初めに「入園のしおり」「新年度に当たってのお知らせ」を配付し、随時、子育て相談を受け付けている旨を伝えており、朝夕の送迎の時間を利用して保護者とのコミュニケーションを図るなど、関係づくりに努めている。一方で、連絡帳のやり取りや個別面談などの機会は限られているため、保護者が困りごとを気軽に相談できるよう、相談をいつでも受け付けているという案内を適宜行うなど、園側の姿勢を積極的に周知する取組が期待される。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>保護者からの相談や意見などはクラスごとに記録され、職員間で共有し日々の保育に生かしている。子どもの排泄など成長に関することや登園を嫌がる子どもへの対応方法の相談には、子どもの日々の生活の様子を伝えたり、月齢の特徴などをアドバイスしたりするなど、保護者に寄り添った対応を心掛けている。今後は、保護者から相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討方法等について定めたマニュアルを策定するなど、組織的に対応するための仕組みの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>栃木市公立保育園共通の「健康危機管理マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」が策定されている。また、保育手帳には緊急時における対応や日常起こりやすい事故とその手当などが記載されており、常に確認できるようになっている。子どものケガなどのアクシデントが起きた場合には、ヒヤリハット事例にまとめられ職員間で内容を共有し事故の再発防止に努めている。日々の保育の中で危険なことなどは朝礼の回覧で職員に周知している。事故防止チェックリストを用いて年2回、クラスごとに職員全員で点検を実施し、事故防止に努めている。看護師より最新の処置方法を学び、ケガの処置方法を変更するなど、万一のケガ発生時に適切な対応ができるようにしている。令和3年度は、主任会議で作成された研修資料を基に水上安全の研修を実施した。研修では、プール事故対応の確認やアクションカードを使用し動きを確認するなど、万一の事故に備え全職員が統一した対応ができるよう確認を行った。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>「保育所における感染症対策ガイドライン」や市公立保育園共通の「健康危機管理マニュアル」が策定されている。健康危機管理マニュアルの中に、食中毒・インフルエンザ・ノロウイ</p>		

<p>ルスなどの感染予防対策や排せつ物の処理・嘔吐物の処理・手洗いの仕方などについても細かに記載されており、嘔吐物の処理方法など主任保育士を中心に園内研修を実施している。また、市共通の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び感染時の対応について」のマニュアルが策定されている。職員会議などで園独自での対応として、手洗い・消毒をはじめ、乳児の調乳の際には手袋・エプロンを着用し、食事も月齢に合わせて黙食や子どもと職員が一緒に食事をしないようにしている。日々の保育の中でも異年齢交流や行事を控えるなど、感染防止に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>栃木市公立保育園共通の「自然災害時対応マニュアル」が策定され、地震・水害・竜巻などの自然災害時の対応が細かに記載されている。「避難消火訓練年間計画」が作成されており、毎月、火災訓練・地震訓練・洪水訓練・不審者訓練・竜巻訓練などを実施している。洪水訓練では避難場所の健康福祉センターまで実際に避難することで避難途中の危険箇所も確認することができ、災害時の子どもの安全確保について検討するよい機会になった。災害時に備えて、水や乾パン・アルファ米・カレー・離乳食（ベビーフード）などを備蓄している。また、9月1日の防災の日には非常食を使用した給食を提供し、災害や防災について子どもたちと話し合いができる機会となった。「災害時職員初動マニュアル」が市共通で策定されているが、職員アンケート結果では災害時の出勤基準や安否確認方法について周知が十分でないと考えている職員も見られるため、今後は災害時の職員の対応方法について再確認を行っていくことが望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>市の主任保育士会議で作成された共通の「保育の標準的な実施方法」は各クラスに配付されているが、あまり活用されていない状況である。園独自の環境や設備等に応じた保育の留意事項や業務手順（水遊び・感染症の対策・送迎時の対応・避難時の対応等）については職員会議で話し合わせ、検討内容や決定事項は会議録に記載されているものの、マニュアルとしては整理されていない。保育の実施状況について、指導計画や日々の保育の評価・見直しや各チェックリストで確認しているものの、標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法などの定めはない。今後は園独自の保育の標準的な実施方法を含めて日常的に活用されるよう整理し、職員の理解を図るよう周知・研修が行われることが期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1) 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>「保育手帳」は園長会議で毎年見直しがされ、市共通の「保育の標準的な実施方法」は主任保育士会議で定期的に各保育園の意見を持ち寄り、全体の見直しを行うことになっている。保育園独自の保育の実施方法はその都度園の状況に合わせて検討されている。しかし「保育の標準的な実施方法」の見直しに、職員や保護者等の意見や提案が反映されていくための仕組みは明</p>		

確でないので、今後の工夫が期待される。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>入園時は1日入園の時に面接し身体状況や生活状況を把握し面接票に記録し、年度末には個々の状況を翌年度に書面で申し送りしている。保護者のニーズは、年度初めのクラス懇談会、連絡帳、送迎時の会話から確認され児童票に記録している。3歳未満児や支援が必要な子については個別指導計画を作成しているが、3歳以上児の子ども・保護者の意向を確認し個別のニーズの記載方法は統一されていない。指導計画は保育園の全体的な計画に沿って、市の共同年間指導計画を基本に年度ごとにクラス目標を決め作成している。戸外遊び・製作・わらべ歌・絵本・食育等の実際の活動は「保育年間計画」として年齢に合わせ具体的に作成している。</p> <p>今後はアセスメントの手法を確立し、アセスメントについて保育士が更に理解を深め、指導計画に反映されることが期待される。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>令和3年度はコロナ感染症の様々な対応により保育の変更・見直しが求められる中で、年度を見通した活動計画を立てることが困難であり、その都度状況に合わせ計画の変更を行っている。年間指導計画はクラス内で検討され、定例職員会議において全体的に評価・見直しを行っている。月案・週案については園長や主任保育士により具体的な評価・アドバイスがあり、コメントが記入されている。行事・安全等の計画についても随時評価を行っている。しかし年度末の「全体的な計画」や「クラスの年間指導計画」に対する評価・見直しは記録として整理されていない。今後は評価・見直しの記録を含め組織としての手順を検討されることが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>保育日誌や児童票、給食関係、ヒヤリハット報告、避難訓練、安全点検、健康管理関係等は市で統一された様式で記録している。児童票や日誌は各クラスの状況に合わせ担当を決め記録をしている。日々の子どもに関する情報は、「朝夕伝達事項記録簿」各クラスの「連絡記録ノート」で共有している。必要な情報は朝集約され「朝礼回覧」で全職員に周知している。令和3年度から職員会議に出来るだけ多くの職員が参加できるよう配慮し、情報の周知を図っている。記録内容や書き方については、記入例の資料等で周知しているが、記録要領としては作成されていないので、今後記録内容や書き方に差異が生じないように整備されることが期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<b>㉔</b> ・b・c
<p>栃木市の文書規定、個人情報保護規定に沿って記録の保管、保存、廃棄、情報の提供を行っている。個人情報管理については「保育手帳」や会議等で職員に周知し徹底をしている。保護者には「重要事項説明書」や「個人情報に関する同意書」により説明している。個々の写真等</p>		

の扱いなどは具体的に保護者に説明するようにしている。

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>栃木市公立保育園共通の「全体的な計画」を基本に、地域の状況、子どもと家庭の状況等を考慮し園の全体的な計画を作成し、全職員に配付しクラスに掲示している。</p> <p>年2回保育士の「自己評価チェックリスト」とクラスの「年齢別事故防止チェックリスト」のチェックを行い、まとめて年度末の保育園の評価につないでいる。保育活動、安全管理、行事等については評価されているが、保護者支援、地域との関係を含め、保育園全体の見直し・評価は整理されていない。前年度の評価を次年度の作成に生かすため、全職員が参加し保育園全体の評価・見直しを行うことが期待される。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育園は昭和56年に現在地に新築移転されており、築年数から建物の構造や設備に多くの問題があるが、令和7年の民設民営化に移行するため、必要に応じ随時修繕を行い安全な環境を整備している現状である。</p> <p>南側に田んぼが広がり西には東武線が通る環境を生かし、自然を肌で感じられるような保育を大切にしている。室内や水道・トイレ等には職員により角にガードをつける、小さい危険箇所も見逃さず対応するなど、少しでも使いやすくする工夫や安全に配慮をしている。衛生面でも毎日定期的な消毒や換気等を行っている。園庭や木々は業務員により日々整備され、安心して子ども達が外遊びを楽しんでいる。クラスの人数により保育室内の配置変更や、感染症の対策のため午睡室を2か所にするなどの配慮をしている。保育士は常に連携して子どもを見守り、安全・安心な保育を留意している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>各クラスの担任は複数配置され、一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を常に理解し、個々に応じた援助を行うよう留意している。日々の子どもの状況を「朝夕伝達事項記録」やクラス内の伝達方法を工夫し、幼児・乳児組ごとの検討会結果の回覧を行い、全体職員会議にも出来るだけ多くの職員が参加することで、職員全体で共通理解を図り連携して保育に取り組んでいる。保育士は子ども達の気持ちをくみとり、自分を表現できるよう支援し達成感や満足感を得られるよう支援している。保育士へのヒアリングからも子どもの目線に立ち、気持ちを大切に、年齢に合わせ目標を決め一人ひとりに配慮していることが窺えた。日常の保育を見返し気づきを得ることでより良い保育を目指すため、年2回自己評価を行い活用している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	<b>a</b> ・b・c
一人ひとりの状況を把握し、個々の発達やペースに合わせ無理なく生活習慣が身に付くよう		

<p>援助方法を話し合い配慮している。建物の構造等を考慮し、年齢に合わせた備品の配置等の工夫や使い方のルールを考え、習得しやすい環境を整備している。保育士は子どもが「自分でやろう」とする気持や「できた」という満足感を持ち、次への意欲が持てるよう言葉かけや援助に留意している。保護者には園での様子を伝え、家庭と連携して生活習慣が身に付くよう情報交換を行っている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ <b>⑤</b> ・c
<p>保育士は子ども達の思いを大切に、保育士も一緒に楽しんで活動できるよう年齢に合わせ環境づくりを行っている。集団遊びの中で自分の意思を伝えることや、協力して遊ぶ楽しさを経験する機会も提供している。子どもが自主性を発揮できるよう遊びの環境を整えたいが、時には園の環境から考え、安全面から制限をすることも出てきてしまうこともある。</p> <p>昨年度より感染症の流行で、異年齢児での散歩や地域の方との交流ができない状況である。保育園としては主体性を育てるために、様々な表現活動が自由にできる工夫や子どもが自分の思いを表現していくための援助方法等を更に考えていきたいと思っているので、今後の取り組みが期待される。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育士は子どもが早く環境や保育士になれ、安心して過ごせることを大切に、一人ひとりの子どもの生活ペース、発達状況に合わせ個別計画を作成し保育をしている。年度ごとに保育室の使い方などを工夫し、衛生面に十分注意し保育を行っている。昨年からの感染症流行により、保育士の表情がマスクで子どもに伝わりにくいことがあるが、声の使い方や表情の見せ方を工夫している。また他のクラスとの交流ができない状況ではあるが、1・2歳児のクラスと連携し状況に合わせ出来ることを行っている。保護者とは連絡帳や送迎時の会話から日々情報交換を行い連携している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑦</b> ・c
<p>1歳児17名、2歳児21名を、一人ひとりの成長・発達にあわせた個別計画を立て、発達段階に応じた玩具・教材を準備し保育を行っている。保育士は日々の子どもの気持ちを受け止めることや「できた」という自信を持たせることを留意している。動きが活発になる時期であることから、安全面には特に配慮し子どもの触れる所には細心の注意をしている。活動は保育室だけでなく午睡室・遊戯室も利用し、のびのびと安全に活動できるよう配慮している。乳児組全体で「戸外遊び・わらべ歌・手遊び・絵本等」の年間計画を立て様々な活動を取り入れている。異年齢児との交流を積極的に取り入れていたが、現在は感染症の流行で自粛中である。</p> <p>保護者との連携は、1歳児は連絡帳で、2歳児は連絡ノートがないので健康カードの備考欄を利用し、日々の活動はクラスのホワイトボードで知らせている。送迎時の会話を大切にしているが担任と常に会えるわけではないので、一人ひとりの日々の様子を保護者に伝える工夫を更に検討されことを期待する。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑧</b> ・c
<p>幼児組は年齢別クラス保育を行い、自分で考え行動することや自信をもって生活や遊びを行えるよう留意している。子ども同士や保育士とのかかわりを深め、様々な経験をする中でお互いを大切に、共同で遊ぶ意義や喜びを感じられるよう援助している。保育士は安全面に留意しながら、子どもの目線に立ち保育士自身も楽しんで活動を行うことを心掛けている。製作・わらべ歌・絵本・戸外遊び等が年齢ごとに「年間保育計画」として作成し、朝の体操も2か月ごとに変え楽しんで参加できるよう配慮している。保育園の伝統として和太鼓が年長児に受け継がれ、年上の子への憧れや、自分もやってみようと思う気持ちを育てている。今年度は地域の行事には参加できなかったが、園内で保護者等への発表の機会を3回持たれている。日々の活動はクラスごとのホワイトボードで保護者に伝えている。学級懇談会はあるが、個々の子どもの育ち等について保護者と話す機会は少ないので今後の検討が期待される。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑨</b> ・c
<p>栃木市の個別指導・教育支援計画「すくすくシート」により個別計画を作成し保育している。定期的な巡回相談や療育機関との連携の中で、情報の共有や専門職（医師・保健師・臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士）からの助言を受けている。クラスの中で支援児担当保育士を決めているが、保育の内容や方法はクラス内で常に連携して行い、定期的な職員会議の中で情報を共有し検討を行うなど、園全体で取り組んでいる。支援児担当者は研修や療育機関の交流会に参加し、支援児へのかかわり方など幅広く学び保育に生かしている。保護者とは面談を行い保育内容や方法の理解を得、連絡帳で日々の様子を伝え連携している。設備等については、子どもに合わせ工夫し、遊戯室や午睡室を利用して落ち着く空間を作っている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>年齢や個々の状況に合わせてゆったりと過ごせるよう、午睡室と遊戯室を活動に合わせて活用している。早番・遅番は年齢と人数等の状況で乳児・幼児で合同保育をし、異年齢児保育として遊びや玩具を配慮している。延長保育については別途「延長保育日誌」に日々記入している。保育士間の引き継ぎは「朝夕伝達事項記録」により、家庭からの状況や連絡、保育園からの状況を確実に保護者へ伝えるようになっている。また内容によっては担任や園長・主任が直接対応するように留意している。朝夕の合同保育は年齢・時間・人数によって保育室や保育士人数に配慮をしているが、この時間は保護者との連絡・伝達を行う時間でもあり、時間帯によっては慌ただしくなるのが見られるので、ゆったりとした保育環境の検討が期待される。</p> <p>土曜日保育はおおつか保育園と合同で当園を会場とし、両保育園の職員が担当し「土曜保育日誌」に記録している。利用する子どもの状況を確実に伝達できるよう保育園同士の情報交換に留意している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>⑪</b> ・c
<p>指導計画の中に就学に向けたねらいや活動が記載されている。年度後半からは午睡時間を減らし、学校の時間配分を考慮して活動を設定している。文字に興味を持たせる年賀状を書く遊</p>		

<p>びや、数字への関心を育てる活動を行っている。例年は近隣の小学校を訪問し学校内見学や一年生との交流を行っていたが、前年度から実施していない。毎年子どもが入学する小学校とは個別に情報交換を行い、幼保小の交流会でも話し合う機会が持たれている。小学校からは学校だよりや学年だよりが届き、園内で回覧をしている。</p> <p>保護者に対しては、5月のクラス懇談会時に市教育相談員先生の講話「ハッピー子育て講座」を行っている。就学時健診後は保護者に確認し、特に初めて就学児を持つ保護者には不安にならないよう配慮しているが、保護者が小学校以降の子どもの生活に見通しを持てる機会は少ないことが窺える。就学児の保護者への個々の関りや情報提供などの取組が更に行われることが期待される。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>子どもの健康管理は「年間保健計画」や各種マニュアルに基づき行っている。日々の子どもの状況は登園時の視診を行うことと、「連絡ノート」「健康カード」で家庭の健康状況を確認している。既往症や配慮の必要なことがあるときは「園児特徴」としてまとめ、全職員が把握できるようにし、変化があった場合は会議等で報告し対応を共有している。看護師は与薬や体調不良・けが等の対応を「看護日誌」に記録している。予防接種や既往症については年度末に保護者に再確認し記録している。</p> <p>感染症等が流行した際には、園内で状況を確認し対応を行い、発生状況や予防等について保護者に周知し連携して感染予防・抑制を行っている。今後も保護者に必要な情報を伝え、家庭と連携し子どもの健康管理が行われることを期待する。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>内科・歯科検診の結果は保護者に通知し、緊急性のある時はその日に口頭で伝え早期対応の協力を依頼し、後日書面で配付している。</p> <p>幼児クラスでは口腔体操を行い、噛む力や筋肉の発達を促している。感染症対策を行う中で歯磨き指導を検討し虫歯予防対策を継続している。永久歯対策事業として年長児とその保護者対象に「歯科保健指導」を毎年実施している。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	<b>㉔</b> ・b・c
<p>「食物アレルギー対応ガイドライン」に沿って、医師の生活管理指示票を基に、市の栄養士、調理員、園長、主任保育士、担任、保護者と話し合い除去食や代替え食を提供している。誤食を回避するため、提供時に食材ごとに色分けされた個別のお盆（アレルギー食材・名前入りのプレート付）を使用し、調理員・受取者・提供者を分けその都度「アレルギーカード」で確認し配膳している。慢性疾患のある子どもには、毎日与薬票を用いて看護師や担任が園長や主任保育士立ち合いで飲み薬や塗り薬の対応を行い看護日誌に記録している。熱性けいれん対象児は1日2回の定時検温や午睡時の観察等で対応している。緊急に備え医師より処方された食物アレルギー緊急常備薬や抗けいれん薬については、書面を添付し保管している。</p> <p>全職員の共通理解を図るため、アクションカードやエピペンの使い方の研修を行い、対応が変化したときは速やかに情報を周知している。</p>		

保護者には入園時にアレルギー疾患や慢性疾患の説明をし、園児にも誤食を防ぐため年齢に合わせた話をしている。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>年齢に応じた食育計画と、食に関心を持たせる具体的な活動計画（野菜の栽培や「食育かるた」遊び等）が作成されている。昨年度からは感染症予防のため、当番活動や交流しながらの食事等は出来ない状況が続いている。大学の先生と保育士が学びあった食育については「楽しく食べよう とちぎっ子ノート」として作成され、必要に応じて個別の食事の援助に活用している。給食サンプルの掲示は、親子で食への興味・関心を持つことや、保護者に給食の実態を知らせる良い機会となっている。市の献立表に「食育だより」として栄養や献立レシピ、季節の行事等が掲載されている。しかし、保護者アンケートからは家庭での食育の実践に繋がる取組が更に望まれていることが窺えるので、今後園独自の取組を検討されることが期待される。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>給食は外部委託にて、マニュアルに基づき適切な衛生管理を行い、市の献立表により保育園内で調理し提供されている。調理員の代表は保育園の給食会議や日々の情報交換で、保育士と献立内容・調理法や食事の状況を話し合っている。また市全体の調理員会議や研修に参加し、おいしく安心して食べられるよう改善を図っている。</p> <p>調理員や市の栄養士が子どもの食事の様子を見ることや、子ども達の話聞く機会は現在の状況からは難しいが、今後そのような機会が設けられることを期待する。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>朝夕の送迎時に保護者から家庭での子ども様子を聞いたり園での様子を伝えるなどし、保護者と子どもの様子を共有し連携が図れるようにしている。年度初めのクラス懇談会で保育目標などを保護者に伝えたり、運動会などの行事や保育参観などの機会に子どもの成長の様子を見てもらうなど、保護者との密な連携が図れるよう努めている。お迎え時には各クラスの入り口に、毎日の各クラスの活動の様子をホワイトボードに記載し保護者に伝えている。連絡ノートは1歳児までとなっており、保護者の中には子どもの様子を詳しく知りたいとの意見も聞かれることから、今後、保護者とのコミュニケーションを図りながら家庭との連携を図るための工夫が期待される。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>日々の保護者との会話を通して相談しやすい関係性づくりができるよう心掛けています。保護</p>		

<p>者より相談があった際には、保護者の思いを受け止めながら職員の実体験を交えてアドバイスをしたり、子どもにとっての一番いい方法を考えようと声をかけるなど、保護者に寄り添い安心して子育てができるよう心掛けている。保護者から相談を受けた場合はクラスごとに記録簿に残し、必要に応じて回覧メモ等で共有したり、関係機関を紹介したりしている。</p>		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㉑・c
<p>保育園独自の「虐待対応マニュアル」が策定されており、虐待発生予防・早期発見・対応などが記載されている。子どもの体のアザの有無や子どもの言動などにも注意して観察している。虐待が疑われる場合には、市子育て支援課と連携を図り、早期発見対応ができるような体制づくりに努めている。今後は、虐待マニュアルに基づく研修会を実施するなど、子どもの身体的虐待の他にネグレクトや保護者のDV被害などについても詳しく学び合い、虐待の早期発見対応に取り組んでいくことが期待される。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉒・c
<p>保育士は、年2回「自己評価チェックリスト」を用いて職員自らが保育の振り返りを行い、自己評価結果を踏まえてクラスごとに話し合いの場を設け、課題を確認し対応策について検討している。厚生労働省の『保育所における自己評価ガイドライン』が令和2年3月に改正されたことに伴い、令和3年度に市の主任保育士会議で自己評価の取組が実効性のあるものとなるよう、リストの見直しに取り組んでいる。また、保育手帳の中にある「人権に関するチェックリスト」を用いて人権保護に関する意識を再確認している。</p>		